

伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢原市児童コミュニティクラブに関する条例（平成7年伊勢原市条例第17号）第2条に基づく伊勢原市児童コミュニティクラブ（以下「コミュニティクラブ」という。）の運営業務を実施する優良な事業候補者（以下「候補者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、候補者の選定に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 応募書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) その他候補者の選定を適正に行うために必要な事務

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 選定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から、候補者を選定し市長に報告した日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、選定の過程において専門的知識が必要な場合等は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、選定委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、コミュニティクラブ主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年10月14日告示第255号）

この告示は、令和3年10月20日から施行する。

附 則（令和5年10月4日告示第137号）
この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	人数
コミュニティクラブ主管部長	1
学校教育主管部長	1
選定の対象となるコミュニティクラブが設置されている小学校の校長	2
地域や学校の活動に関わる者	2
保護者を代表する者	2